

令和 2 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 3 月 6 日 (金) 午 前 1 0 時 開 議

議案審議 (質 疑 ~ 討 論 ~ 表 決)

- 第 1 議案第 2 号 町道の認定について
- 第 2 議案第 3 号 町道の廃止について
- 第 3 議案第 4 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 4 議案第 5 号 権利の放棄について
- 第 5 議案第 6 号 権利の放棄について
- 第 6 議案第 7 号 新町建設計画の変更について
- 第 7 議案第 8 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員の
サービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 10 号 美郷町行政センター設置条例の一部改正について
- 第 10 議案第 11 号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 12 号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 13 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 13 議案第 14 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 14 議案第 15 号 美郷町学友館設置条例の一部改正について
- 第 15 議案第 16 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 16 議案第 17 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 17 議案第 18 号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 18 議案第 19 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 19 議案第 20 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 20 議案第 21 号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 21 議案第 22 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号
- 第 22 議案第 23 号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第 4 号

議案審議 (総 括 質 疑 ~ 予 算 特 別 委 員 会 付 託)

- 第 2 3 議案第 2 4 号 令和 2 年度美郷町一般会計予算
- 第 2 4 議案第 2 5 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 6 号 令和 2 年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 7 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 8 号 令和 2 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 9 号 令和 2 年度美郷町水道事業会計予算
- 第 2 9 予算特別委員会の設置について
- 第 3 0 予算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎議案第2号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第2号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 町道の認定については原案のとおり決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第3号 町道の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 町道の廃止については原案のとおり決しました。

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第5号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 権利の放棄については原案のとおり決しました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第6号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 権利の放棄については原案のとおり決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第7号 新町建設計画の変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番内田清文君。

○4番（内田清文君） 令和2年度から人件費が大幅に増加していると思います。これは会計年度任用職員制度の導入がその理由だと思いますけれども、ただ人件費の増加ということで、これを抑制していく必要があると考えますが、この点について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに令和2年度から人件費を増加というふうなことで見込んでおりますのは、おっしゃるとおり会計年度任用職員の制度が始まるというふうなところでございまして、制度始まりましてこれまでの臨時的任用職員からの移行でございますが、制度そのものを見直しをしながら当然人件費の抑制という観点も含めながら検討を進めていかなければならないと感じておりますが、財政計画上はこのような形でお示しをさせていただいておりますが、人件費の抑制というふうな観点は大切にしていかなければならないものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 新町建設計画の変更については原案のとおり決しました。

◎議案第8号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第9号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第9号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第10号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第10号 美郷町行政センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町行政センター設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、議案第11号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番高山茂雄君。

○7番(高山茂雄君) 特別措置法を推進するためと提案理由にございますけれども、町の関与をより積極的になさるといふふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長(澁谷俊二君) 住民生活課長。

○住民生活課長(高橋久也君) ただいまの質問についてご説明申し上げます。

今以上により積極的に対応していきたいと存じております。

○議長(澁谷俊二君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。14番深澤 均君。

○14番(深澤 均君) 同様の質問になるかもしれませんが、町はこれまで特措法と条例はほぼ同様の内容であるということで消極的な姿勢のように感じておりましたけれども、今回この特措法を進めるということになった経緯あるいは目的、それから町にとってのメリットなどお知らせいただきたいと思っております。

○議長(澁谷俊二君) 住民生活課長。

○住民生活課長(高橋久也君) ただいまの質問についてお答えいたします。

経緯につきましては、今、町の条例とそれから国の法律と2本立てであるということで、国の法律に準ずる形で町の条例も運用していきたいということで、この改正に至ったところでございます。

メリットとしまして、この法律を準用することによって国からの支援が受けられると、空き家

対策総合支援事業というものがあまして、空き家等を活用するといった場合について、さまざまな支援があるということがメリットということになります。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 14番深澤 均君。

○14番（深澤 均君） 今、町に対してのメリットということで、令和2年度予算になるかもしれませんが、空き家等への対策に町から支援が受けられるということでありましたけれども、特措法はそのほかに特定空き家、今高山議員が述べましたように特定空き家に対する対応というの強く求められているところであります。町には危険な空き家、いわゆる特定空き家が10数件あることになっておりますし、またそういうものが長年放置されているという状況にもあります。今後は、重ねての確認になりますけれども、法にのっとってこれからそういうものに対応していくということで理解してよろしいですか。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） お答えします。

空き家につきましては、あくまでも個人責任というものがありますけれども、この特措法というものができておりますので、危険と思われる家屋につきましては、できるだけ町の関与が必要だということであれば、この特措法の手続にのっとりまして粛々と事務を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第12号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） この改修工事には約8,500万円ほどかかっていると思っておりましたけれども、加算される冷暖房費が普通使用されるよりもかなり安く設定されていると思ってます。財政健全化の取り組みとはとても思われぬような低料金設定の根拠について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） お答えいたします。

今回の冷暖房の改修工事につきましては、議員おっしゃるとおり8,500万円ほどかかっています。

ただ、今回条例の改正をさせていただきたいという趣旨は、あくまでも財政健全化の取り組みとして町営施設の使用料を見直ししたいという流れの中で行政コストの縮減、それと住民負担の公平性を図るためということでございます。

一方で、この施設の条例上の目的といいますか役割といたしましては、町民が集い交流する場の提供、地域情報の発信、町民の利便性の向上に供するという目的がございますので、例えば会合を行うとか、観光拠点として情報発信を行うとか、まちなかエリアの中心施設としてにぎわいをつくり出す施設だという、財政健全化とにぎわい創出という2つのバランスをとりながら町民の大幅な負担にもならず、また利用促進の妨げにもある程度ならない料金として総合的に判断をして、この料金を決めたものでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 施設そのものが営業目的のような施設のように私は感じるんですけども、だから体育館と同じような施設じゃなくて、こういうところはおのずとほかの施設とは差異が生じるのが普通ではないかと思うんですが、そこら辺の考え方について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 他の町有施設とはやはり目的といいますか、期待されてる施設としての役割というの、やっぱりおっしゃるとおり違ってきているものと認識しております。ただ、今回の改定に当たりまして料金を試算といいますか、計算してみたところでございますが、平成30年度ベースでは施設全体の燃料費で約120万円ほどかかっています。このうち、入居されているテナント、常時入っている入居者の方からは実費負担をいただいております、約81万

円、2万円ほど実費負担としていただいております。残りの部分、約40万円弱でございますけれども、これを共用部分ですとかホール、会議室というところでの費用ということになりますけれども、今ホールの中にある大型ストーブの利用料金で約9万円ほど頂戴しております、それを除いた部分を今回ホール100円、会議室等50円というところで賄ったところ、持ち出しといいますか負担になる部分ですね、施設としての負担になる部分が、約10万円ほどカバーできないということにはなるんですけれども、これはやはりにぎわい創出等において入居してるテナントですとか、そういったところが売り上げが上がって、回り回ってその10万円が結果的にはペイするというような状況をつくり出せば十分運営に耐えうる料金設定ではないかなということで判断させていただいたものでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第13号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第14号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 美郷町営住宅条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第15号 美郷町学友館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） この展示館の使用を希望するような件数は年間どれぐらい問い合わせとかがあったのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

団体、個人を含めて年間3件ほどございました。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 年間の使用料の収入見込みですけれども、当然令和2年度の予算書に入っているのか、どこがどうなのかよくわかりませんで、どれぐらいを見込んでいるのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年度当初予算にも学友館使用料という形、今までは展示館の入館料しかございませんでしたが、学友館使用料という形で令和2年度当初予算に計上いたしております。

これについて中身を若干申し上げますと、全館利用1日、それから全館利用半日、それから一番奥の特別展示室半日利用という形で1万7,400円ほど計上してございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 美郷町学友館設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第16号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については原案のとおり決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第17、議案第18号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番深沢義一君。

○1番（深沢義一君） 質問は2点ほどになります。

まず、1点目としてページ65ページ、繰越明許費補正の中に入札不調による繰越明許費が2件あったとの説明がありましたが、その不調になったあるいは不調になったと思われる理由といったものはどういったことからかということ、そしてまたそのことについての今後の対応というか考えにつきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 入札契約に関することでございますので、担当ということで答弁をさせていただきます。

今回繰越明許費の補正をお願いしております事業の中で土木費、道路橋梁費の中で入札不調になった事例がございました。入札の不調というふうなことでございますが、指名業者が応札をしなかったというふうなことで契約まで至らなかったというふうなことでございます。

その後の対応でございますが、新たに指名業者を選定するなど一連の作業を行いましておくれりて契約行為を行っているところでございます。ただ、不測の期間を費やしたことになりましたので、今の時点では年度内の工期というようなことで契約をしているところでございますが、今回この補正予算で繰越明許費の補正の議決をいただいた後で工期の延長というふうなことで対応していくところでございます。説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） この件については、よろしいですか。1番深沢義一君。

○1番（深沢義一君） もう一点について、1点というか2件になりますけれども、歳入においての減額補正2件についてなんです、執行率がゼロないし3分の1といった、そこに至った点、あるいはそこに至ったと思われる点について質問したいと思います。一つは77ページの14款1項1目民生費国庫補助金、1節にありますプレミアム付商品券の補助金が33.52%の執行状況ということで、この1点。

それから81ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金、2節にあります経営体育成支援事業補助金、今年度5つの経営体を見込んでおったところが今年は無かったということで、こういった2点についての、そこに至った理由というか、そこに至った理由と思われるところ。そして、また新年度予算にも同じような項目もございますので、今後についてということの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 1件目について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。

まずはプレミアム付商品券は国の事業であるということをご理解願います。町では広報紙、町ホームページなどで周知を図ったほか、申請期間の延長、未交換者に対して県内大方の市町村が1回の勧奨通知を出しただけですが、当町は2回勧奨通知を出すなど交換率が上がるように努力してまいりましたが、最終的に33.52%の交換申請率でございました。近隣市町も同じような数字で、決して高い数字ではないと聞いております。前回お金を支給するという国の事業がございましたが、今回はプレミアムつきとはいえ、一旦お金を支払うという部分に抵抗を感じられた方がおられたのではないかと推察しているところでございます。

このプレミアム付商品券は歳出のほうの113ページの換金業務委託料で歳出することになっておりますが、この財源は対象者が購入した収入金とプレミアム分を国が負担して町からの持ち出しはございません。

当初の予算では対象者である住民税非課税世帯及び子育て世帯4,650人と見込んで全員分の予算を計上し、プレミアムの補助の国庫補助金もそれ相当の金額を計上してございましたが、最終的な数字が33.52%ということで大幅な減額に至ってしまったところでございます。

今後、またこのような国の事業がある場合は、今回のことを踏まえまして周知等最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 2件目について、農政課長、答弁願います。

○農政課長（高橋 勉君） ご質問にお答えいたします。

今回の補助金につきましては、美郷町内に6つの地区がございます、人・農地プランの地区ごとの採択となるものでございます。その地区に関係する要望する経営体にポイントが付与されまして、そのポイントによりまして採択が判断されるというようなものでございます。

そのポイントにつきましては、収入から費用を引いた付加価値額、これが現状からどれくらい伸びるのかということや、それから経営面積の拡大、法人化やグローバルギャップなどの経営管理の高度化に係る取り組みなどに応じてポイントが付与されることとなっております。

今回3経営体、関係する地区が2地区ございました。それらのポイントを重ねていった結果、県に国から予算が措置されますけれども、ポイントの高いところからの採択ということで、今回残念ながら美郷町に係るところは採択はなされなかったという状況でございます。

令和2年度につきましても、同様の補助金に要望がござっております。こういった中で、この補助金についての採択の手続、進め方について、いま一度要望する経営体につきまして県とともに

に制度説明を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 81ページの浄化槽設置型事業費補助金の減額についてお伺いします。浄化槽は非常に快適な生活を営む上で大事なものであって、これからも推進すべきだと思っておりますけれども、この70件分のうち44件しか申し込みがなかったということですが、町内の今後必要とされる戸数等々、また実際に要望するとかということとは別な話になるわけですが、要望等についてどのように分析しているのか、それから状況についての話をお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町では水洗化率につきましては、目標としまして80%を目標としております。これにつきましては、下水道地区につきましては62.21%、農業集落排水については93.58%、浄化槽につきましては74.33%となっております。現時点での水洗化率は75.96%と見込んでおります。これを80%まで上げていくということを考えているところでありますが、やはり下水道地区の加入率、それから浄化槽につきましては、まだくみ取りの方を浄化槽に入れていただく、あるいは古くに単独浄化槽を入れている方については、合併浄化槽への交換をお願いしていくということを今後実施していきたいというふうに思っております。説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。14番深澤 均君。

○14番（深澤 均君） どなたからも発言がなかったので発言しますが、10款の小中学校のことについて、時期的には補正予算に関連した質問事項なので今、質問いたしますけれども、コロナウイルス等によって例年よりも半月以上も早く授業を終えている、授業を終了してる状況にあります。それで予定されたカリキュラムといたしますか、そういうものが今後どうなっていくものなのか、その辺をお答えできる範囲でお答えしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 教育次長兼教育推進課長。

○教育次長兼教育推進課長（木村光紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町は4日から休校ということになりましたけれども、未履修のカリキュラムについて各町内の小中学校のほうに調査をしました。そうしたところ、各学校、学年において積み残しの未履修の部分が余り多くないということで、新年度になってからその部分を履修し、それから新年度分の学習に移行していくということで対応できるというふうに各学校とも確認をしているところであ

ります。

この後、コロナウイルスのほう収束した場合、春季休業中に臨時登校するということも可能性としてはあるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第6号は原案のとおり決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第19号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第20号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第21号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和元年度美郷町農業集落排

水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第22号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第22号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第23号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第23号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第23号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第24号の質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第24号 令和2年度美郷町一般会計予算を議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和2年度一般会計、特別会計及び水道事業会計予算は、いずれも予算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的な、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計予算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。4番内田清文君。

○4番（内田清文君） 施政方針の中で観光に積極的に予算配分するという話があったと思います。その内容としては道の駅とまちなかエリアが多分主なものではないかと思うんですけども、このつながりはどのように考えているかということについて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度の予算において大きいところでいいますと今挙げていただきました道の駅ですとかまちなかエリアというところは、道の駅は来年工事を行う予定でございますし、まちなかエリアは3年目の取り組みということになってきます。

そういった観光の部分に重点的に予算配分するというところのつながりになりますけれども、まず全体を通しての観光は美郷町観光振興計画というところに基づいて行わせていただいております。来年度工事を行います道の駅につきましては、その中で観光情報を、町内全域の観光情報を発信していく場というところで規定させていただいております。

ですので、そういったところを、まず美郷町の玄関口としてお客様を集め、そこから他のまちなかエリアで今充実させている中心市街地ですとか、令和2年度の予算にも盛り込んでおります滞在型観光推進事業費にも、いろんな山場といいますか、千畑地区の登山の整備ですとか、そういったアクティビティのところの情報発信を行っていく事業ですとか、人材育成を行う事業というものをふんだんに盛り込ませていただいております。道の駅を玄関口として、そういったこれから充実させていく中心市街地、それから山合いの登山を楽しむエリアですとか、そういったところにお客様を誘導して、全体として経済的効果を得ていこうという流れに今考えております。

そのための予算を盛り込ませていただいております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。13番藤原政春君。

○13番（藤原政春君） 説明にありましたけれども、基準財政需要額の増加ということ説明がありました。その中で基準財政需要額がどの程度か、それからこれからの推移とかをお聞きしたいです。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地方交付税の算定に当たっては、各自治体が合理的な水準で行政を運営したり、施設を維持したりするための基準財政需要額という一定の算定式によって計算される数値がございます。これには人口ですとか学校数、学級数、生徒数、あるいは道路面積だとか公園の数、さまざまな算定基準がありまして、その積み上げが基準財政需要額として算定されます。

反対に、基準財政収入額といいまして主に税収等ではありますが、それも算定されまして、その差額が地方交付税として交付されるものでございます。

基準財政需要額の推移についてですが、令和元年度の基準財政需要額につきましては、約69億7,000万円となっております。基準財政収入額は17億3,000万円ほどになります。この差し引きに調整が入りまして53億円という普通交付税が交付決定なされております。

ちなみに、平成30年度についても、ほぼ同じであります。基準財政需要額は70億円、収入額は同額の17億3,000万円でございます。その結果、調整が入りまして普通交付税が52億9,000万円ぐらい交付決定なっております。

説明の中で基準財政需要額がふえるという見込みがあるという説明をさせていただきましたが、これの一つの要素としては地域社会再生事業費というものが令和2年度から盛り込まれることになっております。これにつきましては、人口減少が進む自治体あるいは高齢化率が進む自治体に多く加算されるというような制度が設けられまして、過疎化が進むような町には加算されて基準財政需要額が算定されるというような算定式が加わりました。

もう一つ、幼児教育無償化に係る財政負担の分について、交付税によって基準財政需要額のほうに算定されるということで、この分が加算、ふえるだろうということで若干の増の交付税が見込まれるというような説明をしたこととなります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) これで質疑を終わります。

これで、議案第24号 令和2年度美郷町一般会計予算の質疑を終わります。

◎議案第25号の質疑

○議長(澁谷俊二君) 日程第24、議案第25号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第25号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第26号の質疑

○議長(澁谷俊二君) 日程第25、議案第26号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第26号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第27号の質疑

○議長(澁谷俊二君) 日程第26、議案第27号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第27号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第28号の質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第28号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第28号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第29号の質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第29号 令和2年度美郷町水道事業会計予算を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第29号 令和2年度美郷町水道事業会計予算の質疑を終わります。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（澁谷俊二君） 日程第29、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第24号から議案第29号までは、14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第29号までは14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎予算特別委員会の委員の選任について

○議長（澁谷俊二君） 日程第30、予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

（午前10時54分）

(午前10時55分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております14人を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩します。

(午前10時56分)

(午前10時56分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、予算特別委員会委員長に15番熊谷隆一君、副委員長に6番森元淑雄君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時57分)